

一、其年度大会の行はれたる国に於ける執行委員を以て其年度の常任執行委員(主事)となし其他の執行委員は本会議に対し其国の労働運動を代表し常任国との連絡に當るものとす

二、右記せる執行委員の外に本会議を対外的に代表する爲め議長を置きその年度の大会に議長たりしものを以てこれを充つ

三、議長は執行委員会の委員長を兼ねるものとす

(5) 大会

一、大会は前年度の大会に於て決定せるその年度常任国に於て国隊労働總會開催五、大週同前に開かれる

二、大会歳席代議員比率は假りに充てり如く定める

総計 一万々迄、一名、 五万々迄、三名
 十万々迄、三名、 十万々以上は各五万々毎に一名を増

但し一國の送出し得る代議員の総数は十名迄とす

(6) 加盟費

一、加盟費はかりに充てり如く定める

一、最低加盟費 五十円

総計加盟費 一万々迄 五十円

一万々以上	百
五万々以上	百
十万々以上	百五十円
十万々以上	二百円

(7) 費用

一、大会に歳席する代議員の旅費、宿泊費及其他の雑費は其の送歩団体に於て負担し大会の費用は本会議積立金を以てこれを充て不足せるときは加盟費納入比率に按分して加盟各団体に於て追加支出するものとす

宣言の起草は菊川代表一行に一任する

第四號議案